

## 所得控除

種類	要件	備考	
雑損控除	災害や盗難などにより、本人、または本人と生計を一にする配偶者その他の親族（総所得金額等が 58 万円以下の人）の所有する生活に必要な資産に損害を受けた場合		
医療費控除	本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合	<p>(対象とならない医療費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病予防や健康増進のための医薬品等購入費</li> <li>・人間ドックや健康診断の費用（ただし、健康診断により重大な疾病が発見され、その治療を受けた場合には対象となります）</li> <li>・整形手術の費用</li> <li>・インフルエンザの予防接種費用など</li> </ul>	
社会保険料控除	本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料（健康保険、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金などの保険料）を支払った場合	<p>(支払った保険料について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付期日が到来していても、現実に支払っていないものは含まれません</li> <li>・年金から特別徴収された介護保険料や後期高齢者医療保険料は、その支払者である年金の受給者にのみ社会保険料控除が適用されます</li> </ul>	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合		
生命保険料控除	受取人のすべてを本人または配偶者その他の親族とする生命保険、介護医療保険、個人年金等の保険料を支払った場合	<p>(対象とならない生命保険契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約が 5 年未満の生命保険契約のうち、被保険者が保険期間満了の日に生存している場合に限り支払う定めのあるもの、またはその期間中に災害等特別の事由によって死亡した場合に限り保険金を支払う定めのあるもの</li> <li>・外国生命保険会社等が国外において締結した生命保険契約</li> </ul>	
地震保険料控除	本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する居住用家屋・生活用動産に、地震等により生じた損失額を補てんする損害保険契約等に係る地震保険部分の保険料を支払った場合	経過措置として、平成 18 年末までに契約した長期損害保険契約（満期返戻金があり、保険期間 10 年以上で、地震保険料に該当しないもの）については、地震保険料控除の対象とすることができます	
障害者控除	本人が障害者である場合、または同一生計配偶者及び扶養親族に障害者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の 12 月 31 日（年の途中に死亡した場合は、その死亡の日）の現況によって判定します</li> <li>・新たに障害者手帳や障害者控除対象者認定証の交付を受けた場合は、翌年度の市・県民税から控除を適用することができますので申告してください</li> </ul>	
寡婦控除	次の①または②に該当する場合 ①夫と離別し再婚していない人で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が 500 万円以下である ②夫と死別後、婚姻をしていない人、または夫の生死が不明の人で、合計所得金額が 500 万円以下である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の 12 月 31 日（年の途中に死亡した場合は、その死亡の日）の現況によって判定します</li> </ul>	
ひとり親控除	総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母に該当する場合（婚姻歴は問わない）	前年の 12 月 31 日（年の途中に死亡した場合は、その死亡の日）の現況によって判定します	
勤労学生控除	学生または生徒で、給与所得等があり、合計所得金額が 85 万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下である場合	前年の 12 月 31 日の現況によって判定します	
配偶者控除	2 ページ目のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の 12 月 31 日（年の途中に死亡した場合は、その死亡の日）の現況によって判定します</li> <li>・二以上の納税義務者が同一人を重複して扶養親族にはできません</li> <li>・青色事業専従者に該当する者で、青色事業専従者給与の支払いを受ける者及び事業専従者に該当する者を除きます</li> </ul>	
配偶者特別控除	2 ページ目のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦間で互いに配偶者特別控除を適用することはできません</li> </ul>	
扶養控除	本人と生計を一にし、合計所得金額が 58 万円以下の親族（配偶者を除く）がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の 12 月 31 日（年の途中に死亡した場合は、その死亡の日）の現況によって判定します</li> <li>・二以上の納税義務者が同一人を重複して扶養親族にはできません</li> <li>・青色事業専従者に該当する者で、青色事業専従者給与の支払いを受ける者及び事業専従者に該当する者を除きます</li> </ul>	
特定親族特別控除	2 ページ目のとおり		

基礎控除	納税義務者の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除	基礎控除	43万円	29万円	15万円	なし

控除額の計算方法については、各年度の「市・県民税の計算方法」をご覧ください。

#### 配偶者控除

納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得が58万円以下である配偶者を「同一生計配偶者」といいます。

納税義務者の合計所得が1,000万円以下で同一生計配偶者を有する場合、「配偶者控除」を申告することができます。

控除額は以下のとおりです。

納税義務者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	市・県民税の控除額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
老人配偶者控除	38万円	26万円	13万円	

#### 配偶者特別控除

合計所得が1,000万円以下である納税義務者と生計を一にする配偶者の合計所得が58万円を超える133万円以下である場合、「配偶者特別控除」を申告することができます。

ただし、夫婦間で互いに配偶者特別控除を適用することはできません。控除額は以下のとおりです。

納税義務者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	市・県民税の控除額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
100万円超 105万円以下	31万円	21万円		
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	控除適用なし			

#### 特定親族特別控除

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。）のうち、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の特定親族を有する場合に所得控除の適用が受けられる。

なお、特定親族特別控除に該当する場合は、前年の合計所得金額によって控除額の適用はありますが、扶養親族として扱われません。そのため、非課税判定等における扶養親族数には含まれません。

特定親族の前年の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除
58万円超 95万以下 (123万円超 160万円以下)	45万円
95万円超 100万以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万以下 (175万円超 180万円以下)	11万円

115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万

※配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者、特定親族特別控除を適用させるには、年末調整や確定申告等で申告が必要です。